

入札公告

社会福祉法人なごみの会において、下記のとおりについて一般競争入札の参加を募集します。

記

1 事業概要

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 件名 | クックチル食品及び食材料等の売買業者選定 |
| (2) 選考方法 | 一般競争入札 |
| (3) 業務内容 | 「仕様書」のとおり |

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 今治市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 今治市暴力団排除条例規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 令和 6 年 4 月現在、過去 3 年間食中毒などの事故が発生していないこと。またはそれに伴う行政処分を受けていないこと。
- (7) 特別養護老人ホーム、病院または介護老人保健施設への納入実績があること。
- (8) 日本国内に 5 か所以上セントラルキッチンを有すること。
- (9) 納品食材については、原則、調理済再加熱食材であり、冷蔵状態で納品すること。
- (10) 衛生面を考慮し、保冷車 (3℃) より納品が可能であること。
- (11) 施設の厨房職員 (管理栄養士 栄養士 調理師) へのアフターフォロー体制が組めること。
- (12) 1 食単位の発注が可能であること。
- (13) 行政監査等に必要な書類作成が可能であること。

- (14) 別紙 1 「献立作成基準」に基づいた献立を作成すること。
- (15) 提供できる治療食食事形態（介護食）が充実していること。
また、その介護食は、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013 に沿った食形態であり、常食と同一献立であること。
- (16) 旬の食材を使用し、できる限り冷凍食材を使用しないこと。
- (17) 原則、月 1 回以上季節に応じたメニューや行事食を提供すること。
- (18) 原則、毎食の汁物とおやつが提供可能であること。
- (19) 入居者の嗜好に合った献立、味付けで提供できるよう施設の意見の反映に努めると。
- (20) セントラルキッチンにおいて「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）（最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号）に沿った衛生管理を行っていること。
- (21) 当法人の理事が役員または評議員を務める事業者でないこと。

3 入札手続き等

- (1) 参加方法
様式 1 「参加申込書」に必要事項を記載し持参または郵送すること。
- (2) 受付時間
令和 6 年 4 月 3 日（水）から令和 6 年 4 月 17 日（水）まで。
（日を除く。郵送の場合は 4 月 17 日必着とする）
- (3) 持参の場合の受付時間
10：00 から 16：00 まで。
- (4) 提出先
794-0065 愛媛県今治市別名 251 番地
特別養護老人ホーム今治なごみ苑 石川
- (5) 開札の日時及び場所
令和 6 年 4 月 18 日（木） 14 時 00 分
特別養護老人ホーム今治なごみ苑 1 階会議室
- (6) 入札金額
クックチル食品及び食材料等の売買仕様書「(2) 1 日当たりの喫食数」によるクックチル食品売買年間額。
ただし、朝昼夕汁物付き、おやつ込み、配送費込みとする。

(7) 入札方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 郵送により入札書を提出する場合は、「一般書留」または「簡易書留」のいずれかとする。 レターパックプラス（赤）は可とする。
- ウ 入札書は改札期日の前日 16 時までには、上記（4）提出先に必着とする。
- エ 入札書提出期限日を過ぎて提出されたものは、無効とする。開札日当日に提出先に持参しても無効扱いとなるので注意すること。

(7) 封筒及び入札書の記載方法

- ア 当法人指定の様式 2「入札書」を使用すること。
- イ 入札書を封筒に 2 枚入れた場合や、封筒表紙の件名と入札書の件名が異なる場合は無効となるので注意すること。
- ウ 郵便入札用封筒の記載方法は二重封筒とし、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、入札件名及び開札日を記載すること。また、内封筒にも入札件名及び入札日を記載すること。窓口持参の場合も同様とする。
- エ 入札書に記載する日付は、開札日の日付とする。

【封筒の記載例】

794-0065
愛媛県今治市別名二五一番地
社会福祉法人なごみの会 行
件名
入札書在中
令和六年 月 日
日入札

外封筒・表

差出人
住所
商号または名称
代表者職氏名

外封筒・裏

社会福祉法人なごみの会
理事長 殿
件名
入札書在中
令和六年 月 日
日入札

内封筒・表

住所
商号または名称
代表者職氏名
印
印
印

内封筒・裏

(8) 開札の立会い

ア 開札時には、当法人の理事及び評議員が立ち会うものとする。

イ 入札に参加している者が開札の見学をすることを認める。ただし、1者につき1名とし、必ずマスクを持参し、着用すること。入室に当たっては、代表者の場合は名刺、代理人の場合は委任状が必要となるので注意すること。

(9) 入札結果の通知について

開札後、担当から落札業者のみへ電話連絡をする。

(10) その他

ア 辞退の場合は、様式3「辞退届」を令和6年4月17日(水)までに持参または郵送(必着)すること。

イ 質問がある場合は、様式4「質問書」に記載し令和6年4月12日(金)ま

で FAX または電子メールの送信により行うこと。

4 その他

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法
本公告に示した契約ができると理事長が判断した入札者であって、作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 手続きに於ける交渉の有無 無

5 資料

- ① 入札公告
- ② 入札案内
- ③ 仕様書
- ④ 様式 (1 参加申込書・2 入札書・3 辞退届・4 質疑書・5 委任状)

6 問い合わせ先

社会福祉法人なごみの会 担当 石川
〒794-0065 愛媛県今治市別名 251 番地
電話番号 (0898) 25-7530
FAX 番号 (0898) 25-0753
E-Mail t-ishikawa@katagihosp.com

以上公告する

令和6年4月3日

社会福祉法人なごみの会
理事長 片木 留美子